

I. 委託業務の内容

1. 令和 3 年度東京都福祉保健局 ICT 補助金申請の支援作業
- (ア) 現状分析及びニーズ分析
- (イ) システム導入範囲の提案
- (ウ) 複数見積の助言及び内容審査
- (エ) メーカーの異なる複数系統のシステム統合助言
- (オ) 価格交渉
2. 申請書作成支援
3. 交付申請書作成支援
4. トラブル対応
5. Web 会議環境の提供

II. 報酬、費用およびその支払方法（全て税別）

1. 申込費用
- (ア) 申込金……¥45,000-
- (一部の地域、島しょ部は別途お見積とさせていただきます)
- (イ) 支払方法……契約翌月末振込
- (ウ) 申込金は東京都の内示有無に関わらず返金は致しません
- (エ) 交通費・諸経費を含みます
2. 報酬料
- (ア) 東京都からの内示が得られない場合、報酬料は不要となります
- (イ) 報酬率

契約金額(※)	報酬率
10,000,000 円未満	5.5%
10,000,000 円以上 20,000,000 円未満	5.0%
20,000,000 円以上	4.8%

※契約金額 = 補助金額 + 法人自己負担額

(ウ) 報酬料

報酬料 = 契約金額 × 報酬率

(エ) 支払方法

- ① 東京都からの内示翌月末振込 ……………報酬料 × 70%
- ② 全ての製品が納入完了の翌月末振込…報酬料 × 30%

以上



東京都 ICT 補助金コンサルティング契約書

(見本)

社会福祉法人●●●(以下、「甲」という。)と株式会社みらい福祉(以下、「乙」という。)とは、令和 2 年度東京都福祉保健局 ICT 補助金申請に関するコンサルティング業務の提供に関し、以下のとおり契約を締結する。

第 1 条 (コンサルタント業務の委託)

甲は、乙に対し、以下に定めるコンサルティング業務の提供を委託し、乙はこれを受託する(以下、「本件業務」という。)

- (1) 委託業務の名称: 令和 2 年度東京都福祉保健局 ICT 補助金申請に関するコンサルティング業務
- (2) 委託業務の内容: 本契約書添付の別紙記載のとおり
- (3) 報酬、費用およびその支払方法: 本契約書添付の別紙記載のとおり

第 2 条 (業務の遂行)

- 1 乙は、本件業務を、善良なる管理者の注意をもって遂行する。
- 2 乙は、本件業務の遂行に際し、別紙 1 に記載のない事項の処理が必要であると判断した場合には、その旨を甲に報告し、それらの事項についての依頼の有無、依頼する場合の条件等について、両者協議のうえ決定する。

第 3 条 (権利の帰属等)

- 1 甲は、本件業務の遂行過程において乙が作成し、甲に提出する報告書その他のドキュメント等(以下、「本件成果物」という。)に対する著作権、およびそれらに含まれるノウハウ、コンセプト、アイデアその他の知的財産権は、すべて乙に帰属するに同意する。
- 2 乙は、本契約第 5 条の秘密保持契約および第 6 条の競業避止義務に違反しない限度で、本件成果物およびこれに含まれるノウハウ、コンセプトまたはアイデア等を、甲以外の第三者に対する本件業務と同一または同種の業務の遂行に使用することができる。

第 4 条 (甲による成果物の利用)

- 1 甲は、本件業務の遂行過程において乙より受領した本件成果物およびこれらに含まれる情報を、自己の責任と負担において利用することができる。
- 2 甲が、本件成果物の複製またはこれらに含まれる情報を第三者に対して提供もしくは公表する場合には、第 7 条に定める本契約の有効期間後といえども、事前に乙の承諾を得るものとする。

第 5 条 (秘密保持)

- 1 いずれの当事者も、相手方によって開示されたまたは本契約の履行ないし本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。
- 2 前項により課された秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。

- (1) 相手方による開示または提供以前に、公知となっている情報
- (2) 相手方による開示または提供の時点において、すでに自己が所有していた情報
- (3) 相手方による開示または提供の後に、自己の契約違反、不作為、懈怠または過失等によらずに公知となった情報
- (4) 相手方から開示または提供されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報
- (5) なんらの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得または開示された情報
- 3 前項各号に定める場合のほか、本件成果物またはこれに含まれる情報については、本契約第4条の定めによるものとする。
- 4 いずれの当事者も、本条において秘密とされた情報について複製を作成しようとする場合には、相手方の事前の承諾を得るものとする。
- 5 本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、甲および乙は、第1項および第2項によって秘密とされた情報および前項のもとに作成されたそれらの複製を遅滞なく相手方に返還するものとし、もし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、相手方の指示に従って、それらの情報を破棄しなければならない。
- 6 いずれの当事者も、本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、第1項および第2項によって秘密とされた情報をいかなる方法によっても使用することはできない。
- 7 本条による秘密保持義務は、本契約第7条に基づく本契約終了後も存続するものとする。

第6条（競業避止義務）

乙は、事前の甲の承諾を得ることなく、本契約期間中、本契約書添付〔省略〕に記載した者に対して、本件業務と同一または同種の業務を提供してはならない。

第7条（契約期間および解除）

- 1 本契約の期間は、令和 3 年 ● 月 ● 日から令和 4 年 3 月 31 日とする
- 2 本契約は、前条に定める契約期間中であっても、一方当事者からその相手方に対する1か月前の書面による事前の通知をなすことにより、何時でも解除することができる。
- 3 いずれの当事者も、その相手方が本契約または個別契約のいずれかの条項に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求を受けた後 30 日以内に当該違反が是正されなかった場合には、かかる相手方に対する書面の通知をもって本契約を解除することができる。
- 4 いずれの当事者も、その相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、なんらの通知または催告なく、本契約を解除することができる。
- (1) 監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき
- (3) 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
- (4) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
- (5) 解散の決議（法令による解散を含む。）をしたとき
- 5 前2項によって本契約を解除した当事者は、その相手方に対して、解除によって生じた損害について賠償請求をすることができる。

第8条（再委託等）

乙は、本件業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合には、甲に対して、事前にその理由、具体的な委託事項および再委託の相手方について説明の上、その承諾を得なければならない。

第9条（契約上の地位の移転等の禁止）

いずれの当事者も、本契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転しまたは第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。ただし、乙が、本契約第8条の定めに基づいて本件業務の全部またはその一部を第三者に再委託する場合は、この限りではない。

第 10 条（契約の変更等）

すべての別紙を含む本契約の全部またはその一部の変更は、各当事者の正当な権限を有する代表者の記名および押印を付した書面によらなければ、その効力を生じないものとする。

第 11 条（合意管轄）

各当事者は、本契約に関して当事者間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第 12 条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、両当事者別途協議のうえ、これを決定する。

この契約成立の証として本書2通を作り、当事者各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和 3 年 ●月 ● 日

甲	東京都 社会福祉法人 理 事 長
乙	東京都港区港南 2-15-1 品川インターシティ A 棟 28 階 株式会社みらい福祉 代表取締役 田 中 正 太